

第 7 回教育委員会議案第 18 号

今治市教育大綱推進実施計画について

標記計画を別紙のとおり定める。

令和 5 年 4 月 28 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	推計値 実績値			目標値
									令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	
<p>(重点方針1) 新たな時代(Society5.0)を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進 【基本施策】 ① 知・徳・体・心のバランスがとれた育成を図る教育を推進し、自ら課題を発見し、自ら解決するために必要な資質・能力を育みます。 ② 情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力や情報倫理を身に付け、ICTを最大限に活用することで、新たな時代の(Society5.0)を切り拓いていくことができる子どもたちの資質・能力の育成を目指します。 ③ 対面での授業や校外での体験を大切にし、対面型学習とオンライン型学習のベストミックスを図った「今治型教育モデル」を確立し、授業の質の向上に努めます。 ④ 教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を目指した研修を充実し、ICT授業マイスターの育成に努めるとともに、ICT活用事例の提示や優良事例の横断網を図ります。 ⑤ 異文化に触れ合う機会を拡充し、我が国や他の国・地域の伝統・文化について関心や理解を深めるとともに、グローバル化に適応できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成していきます。</p>												
1	子どもの学び支援のための教育連携事業(教育大綱推進課)	市内の小中高大連携を図り、探求型学習を行うことにより、多様な子どもたちの資質・能力を育成する。 R5 市内2大学と小中学生の協働による探求型学習	1-①	教育大綱推進課	参加者に連携事業に関する満足度調査(アンケート)を行い、満足している人の割合	参加者へのアンケート調査	教育委員会調査	100 % (R4開始)	推計値 実績値 達成率B	60 % 96 % 96%	80 %	100 %
2	知力のアクションプロジェクト(学校教育課)	各学校に依り、地域の特色を踏まえた課題を解決するために、体験活動や問題解決的な学習を取り入れ、自ら解決する資質・能力を育成する	1-① 1-② 3-④	学校教育課	地域や学校の特色に応じた課題に取り組んだ学校数	総合的な学習の時間での「ふるさとキャリア教育」の小学校全面実施と小学校対象「今治ふるさと魅力体験プログラム」の実施を加えて設定	教育課程実施状況調査 (総合的な学習の時間)に実施する探究課題について)	R5 40 R6 41	推計値 実績値 達成率B	40校 40校 100%	40校	41校
3	今治っ子の体力・スポーツ応援プロジェクト(学校教育課)	学校体育や部会動・課外活動の充実により健やかな体を育成する ・中学校部活動の地域移行に関する実証研究	1-①	学校教育課	実証研究対象校が、確実に実施できた割合	合同練習等を行う際の移動に掛かる交通費の負担軽減を図る。	学校教育課調査	R5 14校 R6 15	推計値 実績値 達成率B	- % - % -	14校	15校

今治市教育大綱推進実施計画

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	基準年実績数値		推計値 実績値		目標値
									令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
4	豊かな心を育む 文化芸術体験事業 (学校教育課)	文化芸術体験により豊かな人間性を育成する。 ・劇団四季による「こころの劇場」 ・坊っちゃん劇場による「8K映像上演」 ・えひめこどものための音楽会公演	1-①	学校教育課	実施希望のある学校が、確実に実施できた割合	R3年度実施実績を踏まえ設定	校外活動実施計画届	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	
5	デジタル教材の充実 (教育大綱推進課、学校教育課)	デジタル教材を活用した効果的な授業及びプログラミング教育を推進する ・指導者用デジタル教科書 (国語・地図・公民の追加) ・学習者用デジタル教科書 (算数・数学 文科省の普及促進事業対象外校分) ・授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入 (スタディサプリ)の中学校への全校展開 ・Pepper(ペッパー)を用いたプログラミング授業の展開	1-② 1-④	教育大綱推進課、学校教育課	①指導者用デジタル教科書を活用している学校数 ②学習者用デジタル教科書を活用している学校数 ③授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアを活用している学校数 (中学校においてはスタディサプリを含む) ④「Pepper」のプログラミングツールなど整備された機能をプログラミング教育に活用した学校数	—	R5 40 校 R6 41	26 校	29 校	40 校	41 校	73%	
6	ICT環境の充実 (教育大綱推進課、学校教育課)	ICT教育を推進し、教員の負担軽減を推進する ・ICT支援員の配置 ・電子黒板及びタブレット端末の配置 ・ドローンを活用した教育教材の作成	1-② 1-③ 1-④ 3-①	教育大綱推進課、学校教育課	愛媛の教員が身に付けるべきICT活用スキル 子エックに関する調査(愛媛県教育委員会作成) 成)、評価の平均が3.5以上の教員の割合	ICT活用スキル子エックに関する調査	愛媛の教員が身に付けるべきICT活用スキル子エックに関する調査	70 %	13 %	50 %	60 %	70 %	
7	グローバル人材育成事業(教育大綱推進課、学校教育課)	グローバル化に適合できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成する ・各中学校区(14校区)に1人のALTを配置 ・英会話教室の実施(ALT) ・海外派遣事業の実施	1-⑤	教育大綱推進課、学校教育課	外国語(活動)の年間総授業時数の中で、ALTが行った外国語(活動)の年間総授業時数の割合	年間授業時数	令和4年度学校教育に関する調査 ALT派遣授業数	30 %	25 %	30 %	30 %	30 %	
					市内中学生の海外(オーストラリア)派遣者数	参加者数	海外派遣参加者数	20 人	中止 人	20 人	20 人	20 人	
													0%

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	実績値			目標値
									基準年実績数値	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	
<p>(重点方針2) 誰一人取り残すことのない学びの実現 【基本施策】</p> <p>① スケールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の、教育や心理・福祉の専門家を各中学校区に配置することで、一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を図ります。 ② 特別支援コーディネーター等を中心に、教育相談や校内支援体制を構築するとともに、学習アシスタントや、生活支援員等の配置を充実させることにより、一人ひとりの発達特性を把握し、子どもや家庭のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実を図ります。 ③ 不登校児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けて、福祉・医療諸機関と連携しながら、教育相談や適応指導を行うとともに、ICTを活用した学びの保障の新たなスタイルを構築していきます。 ④ その他支援</p>												
8	教育相談活動の充実(学校教育課)	一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を推進する。 ・スケールカウンセラーやスクールワーカーの配置 ・ハートなんでも相談員の配置 ・スケールカウンセラーの配置	2-①	学校教育課	相談希望者への相談実施率	昨年のまでの差横断実績を踏まえ設定	執務記録 月別相談人数等調査	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
9	特別支援教育の充実(学校教育課)	子どもや家庭のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を推進する ・学校生活支援員の配置 ・教育相談会の実施 ・教育支援委員会の開催	2-②	学校教育課	希望する学校への学校生活支援員の配置率	学校生活支援員：各学校に希望調査を行い、配置校を設定する。	学校生活支援員希望調査	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
10	学校支援体制の充実(学校教育課)	学力水準の向上及び学校における働き方改革を推進する 教員の負担軽減、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備に取り組む。 ・学習アシスタントの配置 ・スクールサポート・スタッフの配置 ・事務補助員の配置	2-② 2-④	学校教育課	希望する学校への学習アシスタントの配置率 スクールサポートスタッフの配置数	学習アシスタント：各学校に希望調査を行い、配置校を設定する。 県からの予算等によりスクールサポートスタッフ配置校を設定する。	学習アシスタント希望調査 スクール・サポートスタッフ配置事業要綱	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	基準年実績数値		推計値 実績値		目標値
									令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
11	不登校児童生徒への支援(教育大綱推進課、学校教育課)	福祉・医療機関等と連携して教育相談や適応指導を行い、学校復帰や社会的自立を図る ・「コスモスの家」の設置 ・校内サポートルーム設置事業 ・愛と心をつなぐ不登校対策事業の実施 ・フリースクール事業費補助金	2-③	教育大綱推進課、学校教育課	各校における不登校の状況が好転した割合	不登校児童生徒のうち、前年度に比べ、欠席日数が減った児童生徒の割合を昨年度の調査を基に策定	不登校児童生徒の状況等調査	40%	推計値 35%	実績値 40%	40%	40%	

(重点方針3)

安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

【基本施策】

- ① 教育現場のICT化や、老朽化の進んだ校舎・屋内運動場等の改修、トイレ洋式化等、安全安心と学びを充実させる教育環境(ハード面)の整備を推進します。
- ② 新しい生活様式の習熟化を図るとともに、新しい生活様式に対応した学校の環境整備を進めていきます。
- ③ 外部人材の参画や、統合型技術支援システム及び学習支援システムの向上を目指すことにより、学校における働き方改革を確実に実施し、教職員の負担軽減を図ります。
- ④ 教職員に対する各種研修の充実を図り、一人ひとりの専門知識・能力や倫理観の向上を目指す。
- ⑤ 少子化が進行する中、今後の学校の在り方について、子ども達の在り方の観点から検討していきます。また、多様な人間関係や経験を広げると、広い視野に立った教育活動を実施するため、小中一貫教育を視野に入れながら、保幼・小・中・高・大の校種間の連携を図ります。
- ⑥ 子どもたちが自らの命を守り、安全に行動する態度を育成するため、防災、交通安全、感染症対策等に関する教育を推進していきます。
- ⑦ 安全安心な地域の拠点施設及び避難場所等として、公民館等の教育施設の適切な維持・管理に努めるとともに、地域の関係機関と連携した、通学路の安全点検や見守り活動等、子どもたちの安全を確保するための取組を推進していきます。

12	校舎の大規模改修・長寿命化対策(教育大綱推進課)	老朽化の進んだ学校環境の改修整備 ・校舎改修工事 ・乃万小(2期工事) ・清水小(1期工事) ・校舎改修工事実施設計 大西小	3-① 3-⑦	教育大綱推進課	小中学校校舎の大規模改修【R02整備計画(年間1校ずつ整備)】 0校(R03年) → 30校(R33年)	学校施設の老朽化対策について~学校施設における長寿命化の推進~(H25_文部科学省)	-	3校	推計値 0校	実績値 1校	2校	3校
13	インクルーシブ教育に向けた学校施設の整備(教育大綱推進課)	多様な子どもが通いやすい学校環境の整備 ・バリアフリー化工事(小学校9校、中学校3校) ・バリアフリー化実施設計等(桜井中、西中)	3-①	教育大綱推進課	バリアフリー法改正に伴う学校施設のバリアフリー化(エレベーターの設置)【R07年度整備完了】 8校(R03) → 12校(R07) バリアフリー法改正に伴う学校施設のバリアフリー化(スロープ、バリアフリートイレの設置)【R07年度整備完了】 2校(R03) → 40校(R07)	学校施設バリアフリー化推進指針(R02_文部科学省) 対象:要配慮児童在籍校 学校施設バリアフリー化推進指針(R02_文部科学省)	学校施設におけるバリアフリー化の状況調査 学校施設におけるバリアフリー化の状況調査	10校	推計値 8校 実績値 0%	8校 9校	9校	10校
								28校	推計値 4校 実績値 4校	4校 17校	17校	28校
									達成率A 33%	達成率A 0%	達成率A 8%	

今治市教育大綱推進実施計画

2023/6/3

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	基準年実績数値 令和3年 (2021年)	推計値 実績値			目標値
										令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
16	ICTを活用した教職員のスキルアップと負担軽減(教育大綱推進課、学校教育課)	ICT活用により学校における働き方改革を推進する ・校務支援システムの活用 ・授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入 (中学校においてはスタディサプリを含む)	3-③	教育大綱推進課、学校教育課	①校務支援システムの活用校数 ②授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入校数 (中学校においてはスタディサプリを含む)	評価指標すべてを満たす学校数	-	R5 40校 R6 41	26校	推計値 40校 実績値 29校 達成率B 73%	40校	40校	41校
17	教職員等の指導力及び資質の向上(学校教育課)	各種研修により教職員の専門知識・能力や倫理観の向上を図る ・研究指定による教員の専門知識・能力の向上 ・学習アシスタント等への研修実施	3-④ 3-⑥	学校教育課	学習アシスタント等の研修受講率	学習アシスタント研修受講率	学校教育課調査	100%	-	推計値 - 実績値 - 達成率B -	-	100%	100%
18	学校適正配置の推進(教育大綱推進課、学校教育課)	第2次今治市学校適正配置基本方針の策定(令和6年度)に取り組む ・各学校運営協議会等の意見集約 ・先進市の視察研修、講師派遣による研修会開催	3-⑤	教育大綱推進課	学校運営協議会からの意見集約	学校運営協議会からの意見集約(全33協議会)	学校運営協議会からの意見集約 らの意見集約	R4 40校 R5 33協議会 R6 33協議会	-	推計値 40校 実績値 0校 達成率B 0%	40校	33協議会	33協議会
19	公民館等整備事業(生涯学習課)	公民館の長寿命化を図るため、耐用年数を考慮し計画的な改修(建替)を行う	3-⑦	生涯学習課	改修(建替)実施施設数 ※29施設	年1施設以上の改修(建替)を実施すること で全施設の適切な長寿命化に努める。	生涯学習課調査	3施設	0施設	推計値 1施設 実績値 1施設 達成率B 33%	1施設	2施設	3施設

今治市教育大綱推進実施計画

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	基準年実績数値			推計値 実績値		目標値
									令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)		
20	公民館等管理事業(生涯学習課)	公民館等の12条建物点検を踏まえた施設や設備の改修工事 ・非常用電源装置取替工事(波方公民館) ・空調設備改修工事(朝倉公民館) ・小型焼却炉撤去工事(近見公民館)	3-⑦	生涯学習課	設備改修工事実施施設数 ※29施設	年1施設以上の施設・設備改修工事を実施することで適切な維持管理に努める。	生涯学習課調査	3施設	推計値 1施設	実績値 0	推計値 2施設	実績値 3施設		
21	児童生徒健全育成推進事業(生涯学習課)	学校・PTA・地域が一体となった研修や教育相談、地域巡回指導、健全育成推進PR事業などへの助成	3-⑦	生涯学習課	児童生徒健全育成推進のため、地域巡回指導活動を実施 ※R3至中学校区で実施、以降継続目指す	地域の関係機関と連携した、通学路の安全点検や見守り活動等、子どもたちの安全を確保するための取組の推進を図る	児童生徒健全育成推進事業報告書	中学校区 15校区	推計値 中学校区 15校区	実績値 中学校区 15校区	推計値 中学校区 15校区	実績値 中学校区 15校区	中学校区 15校区	
<p>(重点方針4) 【i.i.imabari! 教育version(郷音(きょうご))の推進】</p> <p>【基本施策】 ① 地元産の農林水産物を活用し、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心や理解を高めるとともに、子どもたちの今治愛の育成に繋げていきます。 ② 産学官の連携を図りながら、一貫した今治モデル(ふるさとキャリア教育)の充実を図ります。その中で地域で支え育てた子どもに地域の産業を知ってもらい、地域の雇用につなげていきます。 ③ コミュニティスクールの充実・発展を図り、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び連携強化を進めることにより、一体となって学校教育の質の向上や地域の活性化、児童生徒の健全育成に取り組めます。 ④ 見て、触れて、身近に体感できる本物の今治の歴史・文化を教材にすることで、多くの市民が郷土愛を感じ、地域への誇りが持てるよう、ふるさと教育の充実に取り組みます。</p>														
22	日本一おいしい学校給食(学校給食課)	子どもたちの食に対する関心や理解を高め、今治愛を育成する ・学校との連携・協働によるほか、レシピコンテストによる新メニューを開発し、学校給食に提供 ・地元産の減農薬特別栽培米と自主流通米使用に対する差額補助と地元の食材を活用した今治ブランド給食1週間を実施	4-①	学校給食課	地域人が考案した「日本一おいしい給食」メニューの学校給食の提供と今治ブランド給食1週間を実施 令和3年度14回実施(内今治ブランド給食メニューは11回) 令和4年度19回実施(内今治ブランド給食メニューは11回) 令和5年度19回実施(内今治ブランド給食メニューは11回) 令和6年度19回実施(内今治ブランド給食メニューは11回)	地域人による地元愛溢れた新たな給食メニューを提呈し、食育の推進を図る	学校給食課調査	19回	推計値 19回	実績値 19回	推計値 19回	実績値 19回	19回	
									推計値 19回	実績値 19回	推計値 19回	実績値 19回	19回	
									達成率B 0%	達成率B 100%	達成率B 100%	達成率B 100%		

今治市教育大綱推進実施計画

番号	事業名	事業概要(実施事業、今後の方針等)	分類	担当課	KPI (重要業績評価指標)	KPI設定根拠	統計名称	KPI指標値	基準年実績数値			推計値 実績値			目標値
									令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
23	調理場の改修・長寿命化対策(学校給食課)	調理場整備により安全安心な給食を提供する ・調理場施設改修 ボイラー取替(朝倉調理場、伯方調理場) グリストラップ設置(大三島調理場) ・調理器具更新 スチームコンベクションオーブン(学校給食センター)、ガス給湯器(清水調理場)、食器洗浄機(桜井調理場)、冷凍冷蔵庫(朝倉調理場)、冷凍庫(鳥生小調理場)、冷蔵庫(大島調理場)	4-①	学校給食課	21調理場施設の老朽箇所及び耐用年数を経過した調理器具を計画的に更新 令和3年度 施設改修 2施設、機器更新 5施設 令和4年度 施設改修 2施設、機器更新 5施設 令和5年度 施設改修 3施設、機器更新 6施設 令和6年度 施設改修 3施設、機器更新 6施設	安全安心な給食を確実に提供する	学校給食課調査	施設改修10 機器等更新22	施設改修4 機器等更新10	施設改修7 機器等更新16	施設改修10 機器等更新22				
24	学校給食食材の物価高騰対策(学校給食課)	安心安全で日本一おいしい給食の提供により、今治愛を育成する ・学校給食材料費高騰対応補助を実施	4-①	学校給食課	学校給食食材費物価上昇分に対する支援を21学校給食運営委員会に実施 ・令和4年4月1日から同年12月31日まで 1食あたり 11円補助 ・令和5年1月1日から同年3月31日まで 1食あたり 25円補助 ・令和5年4月1日から翌年3月31日まで 1食あたり 24円補助	安全安心でおいしい給食を提供する	学校給食課調査	運営委員会 21	運営委員会 21	運営委員会 21	運営委員会 21				
25	未来を創るキャリアアスキルトプロジェクト(学校教育課)	産学官の連携によりキャリア教育を推進する。 ・ふるさと魅力体験プログラム ・今治ジョブチャレ・キャリアサポート・プログラム	4-②	学校教育課	「自分の住む地域の産業や企業等を知ることができた」と肯定的に回答した生徒の割合	R4年度の実態を踏まえて設定	ジョブチャレ実施報告書	90 %	(R5実施)						
26	児童生徒の健全育成及び地域協働活動経費(教育大綱推進課)	学校運営協議会が、学校・地域・保護者とともに実施する地域協働活動に対して消耗品経費の一部を負担する	4-③	教育大綱推進課	学校運営協議会の地域協働活動に対する活動経費(消耗品費)の確保	R03.学校支援ボランティアに関する検討PT成果報告	—	協議会 33	協議会 33	協議会 33	協議会 33				

令和 5 年度 教科書採択の手順について

1 教科書の採択に当たって

教科書は、教科の主たる教材として学校教育においてきわめて重要な役割を果たしている。したがって、教科書採択は、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われなければならない。

「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」に基づき、適正・公正で、開かれた採択を推進していく。

そのために、専門的な教科書研究の一層の充実を図り、静ひつな採択環境を確保しつつ、円滑な採択ができるようすすめていく。

2 令和 6 年度用小学校教科書の採択について

令和 6 年度用小学校教科書の採択に当たっては、平成 18 年に改正された「教育基本法」や、平成 21 年 3 月に策定した「今治市教育委員会基本方針」の内容をふまえ、全教科の教科書を選定する。

今治市教科書採択基本方針

今治市教育委員会

今治市教育委員会は、今治市立小・中学校教科書について、以下の基準に最も適したものを、教科用図書選定委員会の意見を参考に採択するものとする。

- 1 「教育基本法」及び「学習指導要領」に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 「今治市教育委員会基本方針」に則したものであること。
- 3 基礎的・基本的事項の定着に重点を置くとともに、発展的な学習の取扱いや単元（題材）の構成などについて、児童・生徒の創造的な能力や自発的な学習態度の育成を図るものであること。
- 4 児童・生徒の実態に即し、学力向上に寄与するものであること。

○ 教育委員会

- ・ 教科用図書選定委員会の意見を参考に、教科書を選定する。

○ 教科用図書選定委員会

- ・ 委員は10名以内で組織し、校長会代表・教員代表・保護者代表・学識経験者から教育委員会が依頼する。
- ・ 調査員による調査研究資料及び愛媛県教育委員会の選定資料を参考に検討し、検討結果は文章で表記して、教育委員会に報告する。

○ 調査部会

- ・ 調査員は、各教科3名を原則として依頼し、調査を行う。
(領域数等が多い教科については必要に応じて調査員を増員する)
- ・ 教員や保護者へのアンケート調査を実施する。

<各校からの提出方法>

- 1 各教員がそれぞれよいと思う教科書を選び、その人数集計を提出する。
- 2 各学校ごとに、それぞれの教科について教員と保護者の意見を集約し、教科書の出版社別に意見や感想を列挙した報告書を提出する。

※ 保護者については、教科書展示会への参加を呼びかけ、学校を通してアンケートに協力していただく。

3 令和5年度 小学校教科書採択の手順

時 期	教科書採択の流れ	備 考
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育委員会 ・採択手順の確認 (今治市教科書採択基本方針) </div>	○ 文部科学省より、令和6年度使用教科書の採択事務処理について通知(3/31) ○ 義務教育課より、各市町の教科書展示会の会場確認 ○ 義務教育課より各市町へ教科書展示会の時期通知及び周知依頼(4/3) ○ 教育委員会で採択の基本方針と手順について協議する。 ○ 義務教育課より各市町へ教科書目録送付(5/ ~5/下旬予定)
5月		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第1回教科用図書選定委員会 ・委員会規約の制定 ・委員会組織及び役員選出 ・教科書調査要領の策定 ・教科書調査員への依頼等 </div>	
	○教科書を教育委員に配布	
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 調査部会 ・基本方針・調査要領に則り調査 ・教科書採択資料の作成 </div>	○ 教科書展示会(6/14~) ・中央図書館 ・大西公民館 ・伯方開発総合センター
7月		
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第2回教科用図書選定委員会 ・採択教科書への意見 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育委員会 ・採択教科書の決定 </div>	

調査要素と具体的な観点

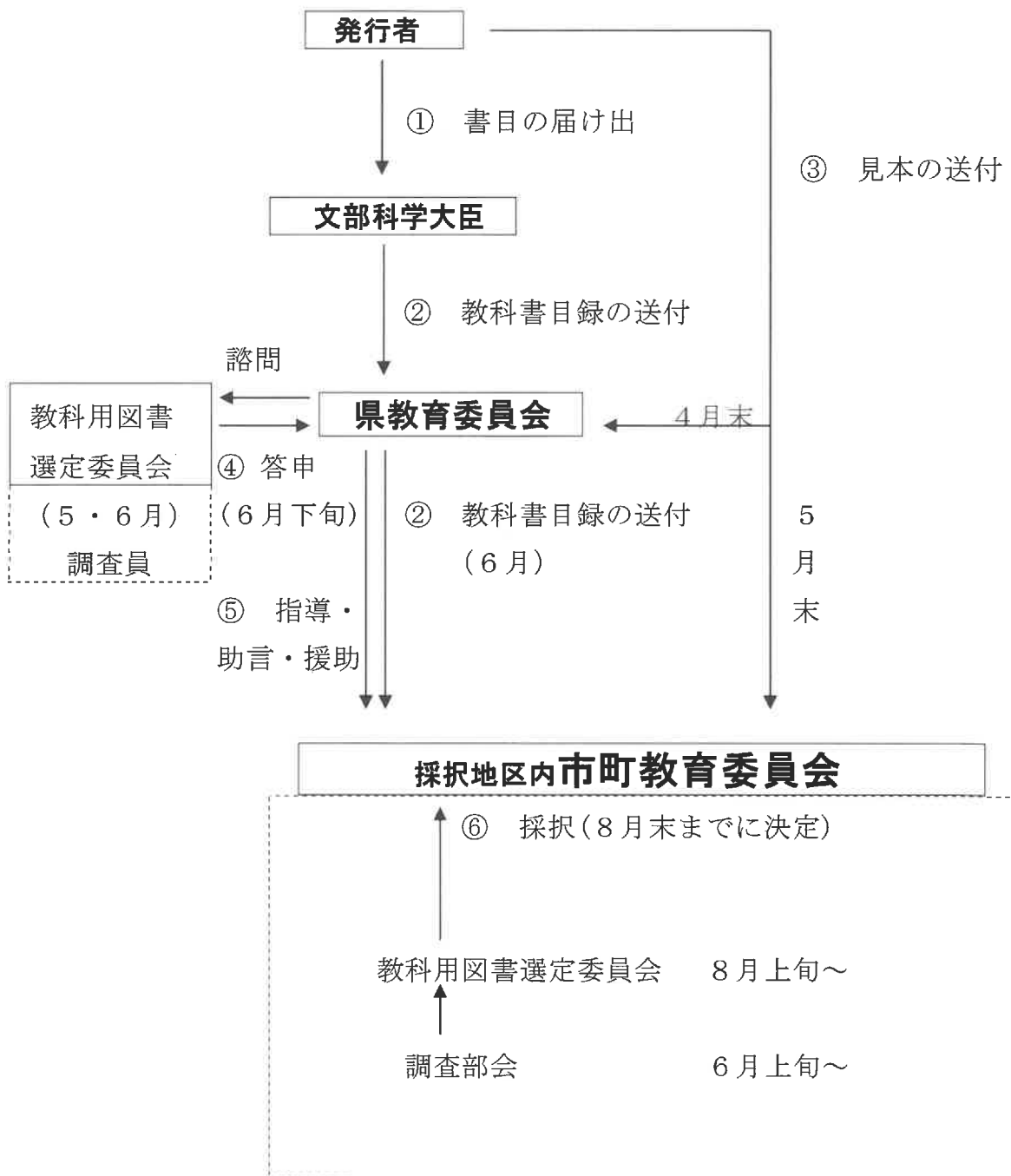
調査要素	具体的な観点
A 内容の選択	<p>ア 「教育基本法」や「学習指導要領」、「今治市教育委員会基本方針」に即した内容になっているか。</p> <p>イ 学習指導要領に示されている教科及び分野の目標・内容に照らし、適切なものが選択されているか。</p>
B 内容の程度	<p>ア 内容は、児童の発達の段階に適応しているか。</p> <p>イ 内容は、児童の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか。</p>
C 構成・配列分量	<p>ア 内容は、系統的・発展的に構成されているか。</p> <p>イ 内容の配列は適切であるか。(本文、図、表など)</p> <p>ウ 分量は適切であるか。</p>
D 学習指導への配慮	<p>ア 児童の興味・関心を高め、創造的な能力や自発的な学習態度の育成を図るよう配慮されているか。</p> <p>イ 基礎的・基本的事項が身に付くよう配慮されているか。</p>
E 造本・その他	<p>ア 印刷・製本は適切であるか。</p> <p>イ 表記・表現は適切であるか。</p>

※ ただし、道徳については教科の特性を勘案し、以下のとおりとする。

調査要素と具体的な観点（道徳）

調査要素	具体的な観点
A 内容の選択	<p>ア 「教育基本法」や「学習指導要領」、「今治市教育委員会基本方針」に即した内容になっているか。</p> <p>イ 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標・内容に照らし、適切なものが選択されているか。</p>
B 内容の程度	<p>ア 内容は、児童の発達段階に適応しているか。</p> <p>イ 内容は、児童の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか。</p>
C 構成・配列分量	<p>ア 内容は、系統的・発展的に構成されているか。</p> <p>イ 内容の配列は適切であるか。（本文、図、表など）</p> <p>ウ 分量は適切であるか。</p>
D 学習指導へ配慮	<p>ア 物事を多面的・多角的に考え、道徳的価値のもつ意味や大切さについて深く考えることについて配慮されているか。</p> <p>イ 道徳的価値を自分との関わりにおいて捉え、主体的に道徳性を養うことについて配慮されているか。</p>
E 造本・その他	<p>ア 印刷・製本は適切であるか。</p> <p>イ 表記・表現は適切であるか。</p>

4 採択の基本的な流れ(概要)



今治市教科用図書選定委員会規約（案）

（設置）

第1条 今治市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、今治市教科用図書選定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、今治市教育委員会（以下「教育委員会」という）の依頼に応じ教科用図書の選定について調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告する。

（組織）

第3条 委員会は10名以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 校長会代表者
- (2) 教員代表者
- (3) 保護者代表者
- (4) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、依頼の日から8月末日までとする。

（役員）

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、または欠けたときは職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（調査員）

第7条 委員会に、必要に応じ調査員を置く。

2 調査員は、教科用図書に関し、専門的な調査研究を行う。

3 調査員は、委員会が校長・教頭・主幹教諭及び教諭のうちから推薦し、教育委員会が依頼する。

4 調査員は、教科等ごとに3名程度とし、教科等の領域数に応じて増員する。

5 調査員は、上島町と協議のうえ選出し、協力して調査を行う。

（庶務）

第8条 この委員会の庶務は、今治市教育委員会学校教育課で処理する。

（その他）

第9条 この規約に定めるものの他、この会の運営に関して必要な事項は、委員会で定める。

参考資料 1

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（法的根拠）

（平成 26 年 4 月 16 日、平成 27 年 4 月 1 日一部改正）

（都道府県の教育委員会の任務）

第 10 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

公立学校で使用される教科書の採択の権限は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 6 号の規定により所管の教育委員会に属する。（昭三五．五．一 文部省初等中等教育局長回答）

（採択地区）

第 12 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科用図書の採択）

第 13 条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号。以下「臨時措置法」という。）第 6 条第 1 項の規定により文部科学大臣から送付される日程に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法第 107 条に規定する教科用図書については、この限りでない。

使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、

毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を選択するものとする。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第15条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第十五条の改正規定は、公布の日(平成二十六年四月十六日)から施行する。

※ 採択結果及び理由等の公表関係

- ① 教科書の採択に関する信頼を確保する観点から、採択結果及び理由等の公表は重要な意義があるものであり、学校種や設置主体の特性等を踏まえ、特に、小学校及び中学校を設置する地方公共団体の教育委員会にあつては、地域住民への説明責任を果たすために、積極的な公表を行うこと。
- ② 今回の法令改正により公表すべき事項とされたもののほか、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても積極的に検討すること。
- ③ 教育委員会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。

参考資料 2 改正前後の教育基本法の比較

(※下線部は主な変更箇所)

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、<u>公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、</u>伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の<u>未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、</u>この法律を制定する。</p> <p>第一章 教育の目的及び理念</p> <p>(教育の目的)</p> <p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>前文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p> <p>第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>

<p style="text-align: center;">改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)</p>	<p style="text-align: center;">改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)</p>
<p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、<u>学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</u></p> <p>一 <u>幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</u></p> <p>二 <u>個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</u></p> <p>三 <u>正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>五 <u>伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p>	<p>第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、<u>学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。</u></p>

今治市教育委員会基本方針

今治市教育委員会は、教育基本法を基に「家庭」「学校」「地域社会」を通じた豊かな教育を推進するため、次の三つの基本方針を策定する。

- 1 知力と体力の向上を図る
- 2 思いやる心とたくましい精神を育む
- 3 公德心と郷土愛を育む

* 公德心—社会生活の中で守るべき道徳を重んずる精神